

神奈川県監査委員公表第 19 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成23年12月 9 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
同 高 岡 香
同 長 峯 徳 積
同 堀 江 則 之
同 飯 田 誠

- 1 監査実施箇所名
政策局政策総務部
- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 31 日（平成 22 年 7 月 22 日及び 23 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <ol style="list-style-type: none">1 予算の執行において、消耗品購入代等の支出負担行為を納品後に行っているものがあつた。(政策総務課)2 予算の執行において、「大学発・政策提案制度」公開コンペに係る有識者審査委員への謝礼金の支出科目を誤っていた。(経理課)3 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品の所在が確認できないものがあつた。	<ol style="list-style-type: none">1 指導事項の予算の執行のうち、支出負担行為を納品後に行っていたことについては、適正な会計事務処理についての認識が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則にのっとりた執行を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。2 謝礼金の支出科目を誤っていたことについては、本来、事業間流用を行うなど、予算上の措置を講じた上で、適正な事業科目により執行すべきものであることについて、関係職員の認識が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、予算執行に係る制度や関係法令等の周知徹底を図るとともに、執行依頼課と連携を密にし、複数の職員による相互確認を一層徹底の上、適正な事務執行に努めることとした。3 物品管理事務については、当該物品が現存しないことが確認され、その経緯も確認できなかったため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号に基づき返納及び払出しの手続を行った。

今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の遵守を徹底し備品管理体制を強化するとともに、備品管理事務の手引等に基づき適切な備品管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
政策局政策調整部
- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 31 日（平成 22 年 7 月 26 日及び 27 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(総合政策課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行において、「大学発・政策提案制度」公開コンペに係る有識者審査委員への謝礼金の支出科目を誤っていた。 2 物品管理事務において、材料を購入し組み立てた物品の管理に当たり、備品として管理すべきものを、備品として管理していなかった。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行については、本来、事業間流用を行うなど、予算上の措置を講じた上で、適正な事業科目により執行すべきものであることについて、関係職員の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、予算執行に係る制度や関係法令等の周知徹底を図るとともに、経理担当課と連携を密にし、複数の職員による相互確認を一層徹底の上、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理事務については、神奈川県財務規則の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を一層徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
政策局財政部
- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 31 日（平成 22 年 7 月 29 日及び 30 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 予算の執行において、神奈川県公報の印刷等に係る支出負担行為を納品後に行っているものがあつた。また、履行確認後3月を超えて支払っているものがあつた。(予算調整課)</p>	<p>指導事項の予算の執行については、適正な会計事務処理についての認識が徹底されていなかったことによるものである。また、3月を超える支払の遅れについては、進行管理が不十分であつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の周知徹底を図り適正な会計事務処理を行うとともに、進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県緑県税事務所
- 2 監査実施日
平成22年7月16日(平成22年5月27日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成22年8月10日(神奈川県公報定期第2199号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 物品管理事務において、備品出納簿等に記載された備品の所在が確認できなかったものがあつた。また、物品出納員が備える備品出納簿に記載されている備品の数量と使用者から提出された物品管理票の合計数量が一致していないものがあつた。</p>	<p>指導事項の物品管理事務のうち、備品の所在が確認できなかったものについては、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかつたため、平成23年1月13日付け会指第76号通知に基づき返納及び払出しの手続を行った。</p> <p>また、備品出納簿と物品管理票の合計数量が一致していないものについては、物品管理票の記載誤りを修正した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の遵守を徹底し備品管理体制を強化するとともに、備品管理事務の手引等に基づき適切な備品管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県高津県税事務所
- 2 監査実施日
平成22年3月17日(平成22年2月9日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 支出事務において、ボイラー性能検査及び整備代などに履行確認後 3 月を超えて支払っているものが 7 件あった。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 屋上防水工事において、契約書の作成や支出負担行為を行わずに工事を発注し、工事完了後の手続も行っていなかった。</p> <p>(2) 清掃業務の委託に当たり、清掃業務請負契約書及び仕様書に定められた届出を提出させていないものがあった。</p> <p>3 物品管理事務において、所在が把握されていない備品があるなど適切さを欠くものがあった。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、進行管理及び点検体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を一層徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 屋上防水工事については、関係規定等に対する認識が不足していたこと、職務に伴う責任と権限の行使において準則に反する行為が重なったこと等により、当然踏むべき手続に漏れが生じたものであり、工事代については、平成 22 年 3 月 2 日に業者へ支払を行った。 今後はこのような不適切な事案が再発しないよう、所属一丸となって関係規定の周知及びその遵守に努め、適正な事務執行の確保を図ることとした。</p> <p>(2) 清掃業務委託については、契約書等の記載内容の認識及び複数の職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約等の会計事務に関する基本的知識の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を一層徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 物品管理事務については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかったため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知に基づき返納及び払出しの手続を行った。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の遵守を徹底し備品管理体制を強化するとともに、備品管理事務の手引等に基づき適切な備品管理を徹底することにより適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県横須賀県税事務所
- 2 監査実施日
平成 22 年 4 月 2 日（平成 22 年 3 月 5 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 物品管理事務において、所在が把握されていない備品があった。</p>	<p>指導事項については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかったため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知に基づき返納及び払出しの手続を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の遵守を徹底し備品管理体制を強化するとともに、備品管理事務の手引等に基づき適切な備品管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県藤沢県税事務所
- 2 監査実施日
平成 22 年 4 月 15 日（平成 22 年 3 月 9 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 物品管理事務において、所在の確認されない備品及び物品管理票が作成されていない備品があった。</p>	<p>指導事項のうち、所在の確認されない備品については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかったため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指 76 号通知に基づき返納及び払出しの手続を行った。</p> <p>また、物品管理票が作成されていない備品については、記載を追加し修正した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の遵守を徹底し備品管理体制を強化するとともに、備品管理事務の手引等に基づき適切な備品管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
安全防災局危機管理部
- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 2 日（平成 22 年 6 月 7 日から 9 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 物品管理事務において、所在の確認できない備品があった。</p>	<p>指導事項については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかったため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知に基づき返納及び払出しの手続を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し備品管理体制を強化するとともに、備品管理事務の手引等に基づき適切な備品管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
安全防災局安全安心部
- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 2 日（平成 22 年 6 月 10 日及び 11 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。（くらし安全交通課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金交付事務において、神奈川県犯罪被害者等支援事業補助金の交付に当たり、補助事業の内容が変更されたにもかかわらず、変更交付決定を行っていなかった。 2 財産管理事務において、神奈川県犯罪被害者等生活資金貸付金の債権管理に当たり、神奈川県財務規則に定められた債権登録表等の作成を行っていなかった。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金交付事務については、関係諸規定の理解及び複数の職員による確認体制が不十分であったことによるものである。 今後はこのようなことがないよう、関係諸規定を周知徹底するとともに、複数職員の相互確認により進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、神奈川県財務規則の理解及び複数の職員による確認体制が不十分であったことによるものである。 今後はこのようなことがないよう、神奈川県財務規則の確認を一層徹底すると

ともに、複数職員の相互確認により進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
県民局企画調整部
- 2 監査実施日
平成 22 年 7 月 30 日（平成 22 年 6 月 3 日及び 4 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行において、物品の購入に係る支出負担行為を納品後に行っているものがあつた。(経理課) 2 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品の所在が確認できないものがあつた。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算執行については、適正な支出負担行為に対する認識が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図り、適正な会計事務処理を行うことを事業所管課についても徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理事務については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでないため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知に基づき返納及び払出しの手続を行った。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則を遵守し、備品管理事務の手引等に基づき適切な備品管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
県民局県民活動部
- 2 監査実施日
平成 22 年 7 月 30 日（平成 22 年 6 月 7 日から 9 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行において、物品の購入に係る支出負担行為を納品後に行っ 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行については、支出負担行為に係る会計事務処理の認識が不十分であ

<p>ているものがあつた。(人権男女共同参画課)</p> <p>2 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品の所在が確認できないものがあつた。</p>	<p>つたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかつたため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知に基づき返納及び払出しの手続を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し備品管理体制を強化するとともに、備品管理事務の手引等に基づき適切な備品管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---	--

- 1 監査実施箇所名
県民局くらし文化部
- 2 監査実施日
平成 22 年 7 月 30 日 (平成 22 年 6 月 10 日から 15 日までのうち 4 日間職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日 (神奈川県公報号外第 74 号) 神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>庶務事務において、日々雇用職員の勤務変更に伴う旅費 3 件、4,560 円を支給していなかつた。(消費生活課)</p>	<p>指導事項については、日々雇用職員の服務管理が不十分であつたことによるものであり、未支給分については、平成 22 年 7 月 13 日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員により旅行命令を確認するなど、服務管理を一層徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
県民局青少年部
- 2 監査実施日
平成 22 年 7 月 30 日 (平成 22 年 6 月 16 日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日 (神奈川県公報号外第 74 号) 神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容

<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(青少年課)</p> <p>1 契約事務において、指定管理施設の環境整備事業の委託契約に当たり、委託業務と指定管理業務の範囲が明確に区分されていなかった。</p> <p>2 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品の所在が確認できないものがあった。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、関連する2つの業務の契約内容を十分精査せずに仕様書を作成したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、仕様書の作成に際し、複数職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでないため、平成23年1月13日付け会指第76号通知に基づき返納及び払出しの手続を行った。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し、物品管理体制を強化するとともに、備品管理事務の手引等に基づき適切な備品管理を行っていくことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--

- 1 監査実施箇所名
環境農政局企画調整部
- 2 監査実施日
平成22年8月27日(平成22年7月13日及び14日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成22年11月2日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第17号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>1 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(経理課)</p> <p>(1) 収入事務において、県営林道玄倉線の改良工事に係る負担金収入ほかの調定に当たり、神奈川県財務規則第58条第4項に定められた日を超えて納付期限を設定しているものがあった。</p> <p>(2) 支出事務において、次のとおり事務処理が不適切であった。</p> <p>ア 概算払の委託料及び補助金について、精算を行っていないものがあった。</p> <p>イ 全国植樹祭広報グッズ製作・配布業務の委託に当たり、不完全履行に係る賠償額について、契約金額から減額し収入とすべきとこ</p>	<p>1 指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 収入事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったため、納付期限の設定を誤ったものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 支出事務については、神奈川県財務規則の理解の向上を図るほか、次のとおり措置した。</p> <p>ア 概算払の委託料及び補助金の精算を行っていないことについては、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよ</p>

ろ、執行残額の受入により処理していた。

ウ 履行遅滞に係る賠償金の徴収を行わず、支払っているものがあった。

エ 印刷代の執行等に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた対価の支払の時期を超えて支払っていたものがあった。

オ 神奈川県財務規則第 51 条第 1 項に基づく消耗品等の納品検査に当たり、検査員及び検査補助員を命ずる命令印のないもの及び検査員を指定していないものがあった。

カ 会場使用料の支払に当たり、予期し得る経費であったにもかかわらず、立替払により処理しているものがあった。

(3) 契約事務において、ひらつか花アグリ広報グッズ製作・配布等の業務委託に当たり、委託契約書に定める作業責任者の報告及び作業員の名簿を提出させていなかった。

2 予算の執行において、定期雑誌購入等に係る支出負担行為を納品後に行っているものがあった。(環境計画課)

う、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務処理に努めることとした。

イ 不完全履行に係る賠償金の処理誤りについては、確認体制が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務処理に努めることとした。

ウ 賠償金の徴収を行っていなかったことについては、検査内容の確認が不十分であったため、支払額から控除せず、また、その後の徴収手続も怠っていたものであり、賠償金については平成 22 年 8 月 19 日に債権者から徴収した。

今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

エ 印刷代の支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、複数の職員による進行管理体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

オ 検査員及び検査補助員を命ずる命令印のないもの等があったことについては、物品検収要領の理解が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、物品検収要領の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

カ 予期し得る経費を立替払により処理していたことについては、事業担当及び経理担当間の連絡調整が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、各担当間の連絡調整を密に行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。

(3) 契約事務については、契約で定められた事項の遵守状況を確認する体制が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、事業課及び経理課双方で、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

2 指導事項については、神奈川県財務規

	<p>則の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による事務の進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	---

- 1 監査実施箇所名
環境農政局環境部
- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 27 日（平成 22 年 7 月 1 日及び 2 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行において、新エネルギー・省エネルギー学校派遣事業に伴う事業実施経費に係る支出負担行為 2 件を履行確認後に行っていた。(地球温暖化対策課) 2 支出事務において、賃借料に履行確認後 3 月を超えて支払っているものがあつた。(交通環境課) 3 支出事務において、消耗品代に履行確認後 3 月を超えて支払っているものがあつた。(資源循環課) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導事項の予算の執行については、神奈川県財務規則の理解及び適正な会計事務処理についての認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則及び適正な会計事務に対する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務のうち賃借料の支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行状況を複数の職員により確認するなど、進行管理を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 消耗品代の支払遅延についても、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行状況を複数の職員により確認するなど、進行管理を一層徹底して、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
環境農政局水・緑部
- 2 監査実施日

平成 22 年 8 月 27 日（平成 22 年 7 月 8 日、9 日及び 12 日職員調査）

- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>支出事務において、切手購入代等の前渡金の精算報告が著しく遅れているものがあった。(森林再生課)</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、執行状況を複数の職員で確認することを徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
環境農政局農政部
- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 27 日（平成 22 年 7 月 5 日から 7 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <ol style="list-style-type: none">1 支出事務において、資材の購入に履行確認後 3 月を超えて支払っているものがあった。(農業振興課)2 支出事務において、平成 21 年度農業構造改善推進事業費補助金の交付に当たり、交付決定通知に定められた期日を超えて支払っているものがあった。(農地保全課)3 支出事務において、神奈川県立大野山乳牛育成牧場の小型トラック修理代に係る請求書等の日付の修正を行っていた。(畜産課)	<ol style="list-style-type: none">1 指導事項の支出事務のうち、資材の購入代の支払遅延については、神奈川県財務規則の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。2 補助金の交付期日を超えて支払っていたことについては、支出事務の進行管理及び点検体制が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないように、補助金の交付状況等を複数の職員により確認することを徹底し、適正な事務執行に努めることとした。3 請求書等の日付を修正していたことについては、請求書等を適正に取り扱うという認識が不足していたことによるものである。今後は、このようなことがないように、

財務関係法令等の理解の向上を図り、請求書等の取扱いには十分な注意を払うことを徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県自然環境保全センター
- 2 監査実施日
平成 22 年 6 月 8 日（平成 22 年 4 月 27 日及び 28 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 予算の執行において、対照流域法調査地事前検討業務で積算が適正でないものが認められた。	指導事項については、積算関係規程の理解が不十分であったため、誤った歩掛りを適用したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規程の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県水産技術センター内水面試験場
- 2 監査実施日
平成 22 年 3 月 11 日（平成 22 年 2 月 3 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、物品の購入に当たり、見積合せを行うべきところ、1 者からのみ見積書を徴して、随意契約を締結しているものがあつた。	指導事項については、財務関係規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、職員の研修を開催するなど、関係規則の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県農業技術センター
- 2 監査実施日

平成 22 年 3 月 10 日（平成 22 年 2 月 8 日及び 9 日職員調査）

- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 4 月 16 日（神奈川県公報号外第 38 号）神奈川県監査委員公表第 6 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、次のとおり事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 請求書等の修正が行われているものがあった。2 非常勤職員の報酬が取扱要綱に定められた日に支払われていなかった。	<p>指導事項の支出事務については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none">1 請求書等の修正については、請求書等の適正な取扱いに関する認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、財務関係法令等の理解の徹底を図るとともに、請求書等の取扱いには十分な注意を払い、適正な事務執行に努めることとした。2 非常勤職員の報酬については、支出手続を給与厚生課で行うと誤認していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係所属間での確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立フラワーセンター大船植物園
- 2 監査実施日
平成 22 年 2 月 9 日（平成 21 年 12 月 14 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 庶務事務において、公務出張に係る旅行命令の決裁をしていないものが、47 件あった。</p>	<p>指導事項については、職員の旅費に関する条例の理解不足及び相互の確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、職員の旅費に関する条例の理解の向上を図るとともに、職員相互の確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立大野山乳牛育成牧場

- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 27 日（平成 22 年 7 月 7 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 庶務事務において、県内旅費に係る旅行申請が著しく遅れているものがあった。</p>	<p>指導事項については、旅行申請の確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、旅行命令権者による確認及び進行管理を徹底することにより、適正な事務処理に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
保健福祉局企画調整部
- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 24 日（平成 22 年 7 月 8 日及び 9 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、パソコン等のリースに当たり、長期継続契約でないにもかかわらず、年度を超えて契約していた。(経理課)</p>	<p>指導事項については、契約に係る会計事務処理の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令等の再確認を徹底するとともに、関係書類の審査をさらに慎重に行い、複数職員による点検を一層徹底して、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
保健福祉局企画調整部（病院事業会計）
- 2 監査実施日
平成 22 年 7 月 7 日（平成 22 年 5 月 28 日及び 31 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p>	

<p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(病院事業課)</p> <p>1 支出事務において、次のとおり事務処理が不適切であった。</p> <p>(1) 文房具代等の購入に当たり、執行伺票の決裁を受けないで発注していたもの及び納品後に見積書を徴して執行伺票の起票、決裁及び支払手続を行っていたものがあった。</p> <p>(2) 表彰状の印刷等に当たり、納品検査に係る検査員を命ずる命令印及び検査印のないもの、出納の通知がされていないものがあった。</p> <p>(3) 新聞代の支払に当たり、見積書に日付のないもの、請求書等の内容に修正等が行われていたものがあった。</p> <p>(4) 複写機使用料の執行残額の受入れに当たり、金額を誤っていたものがあった。</p> <p>(5) タクシー利用代金等に係る前渡金の精算に当たり、精算報告がされていないもの及び日付のない領収書で精算報告がされていたものがあった。</p> <p>2 庶務事務において、旅費 318 件、63,600 円を支給しておらず、1 件、1,000 円を過大に支給していたものがあった。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、いずれも地方独立行政法人神奈川県立病院機構への移行に向けて事務が輻輳したことで、確認体制が機能していなかったこと及び適正な事務執行についての認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、適正な事務執行について理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。また、地方独立行政法人神奈川県立病院機構に対して、今後とも適正な執行に留意するよう求めていくこととした。</p> <p>2 庶務事務については、地方独立行政法人神奈川県立病院機構において旅費の未支給分 63,600 円は平成 23 年 4 月 28 日に本人に支給し、過大支給分 1,000 円は平成 23 年 5 月 12 日に返納の手続をとった。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、地方独立行政法人神奈川県立病院機構に対して、今後とも適正な執行に留意するよう求めていくこととした。</p>
---	--

- 1 監査実施箇所名
保健福祉局地域保健福祉部
- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 24 日 (平成 22 年 7 月 12 日から 14 日まで職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日 (神奈川県公報号外第 74 号) 神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>1 予算の執行において、普通財産の貸付に当たり、誤った収入科目で設定していた。(地域保健福祉課)</p> <p>2 契約事務において、かながわ福祉人材センター運営委託の履行確認に当たり、委託契約書第 8 条(2)ただし書以下に定める経費配分の変更の有無について確認を行っていなかった。</p>	<p>1 指導事項の予算の執行については、普通財産の貸付に係る収入科目の設定を誤ったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関連法規の再確認を行うとともに、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、経費配分を記載</p>

<p>(保健福祉人材課)</p> <p>3 予算の執行において、定期刊行物の購入に係る支出負担行為を納品後に行っているものがあった。(生活援護課)</p>	<p>する契約書の添付書類の様式に不備があったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、様式を改め、経費配分について明確に確認ができるものとするにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 予算の執行については、担当間の連携及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、定期刊行物の購読一覧表を作成し、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---	---

-
- 1 監査実施箇所名
保健福祉局保健医療部
 - 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 24 日 (平成 22 年 7 月 15 日及び 16 日職員調査)
 - 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日 (神奈川県公報号外第 74 号) 神奈川県監査委員公表第 17 号
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(健康増進課)</p> <p>1 契約事務において、女性の健康支援対策事業委託の事業実施報告書が契約期間(提出期限)内に提出されていなかった。</p> <p>2 職員個人名の印鑑を県費で購入し、その職員本人に代わり、他の職員が確認印を押印するという不適切な事務処理を行っていた。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、委託業務の進行管理及び神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、受託者との調整を密にするとともに、神奈川県財務規則にのっとった事務処理を行うことを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 印鑑の県費購入及び他者による押印については、適正な事務執行についての認識や点検体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、適正な事務執行についての理解の向上を図るとともに、複数の職員による点検体制を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

-
- 1 監査実施箇所名

- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 25 日（平成 22 年 7 月 20 日から 22 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>1 補助金交付事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(障害福祉課)</p> <p>(1) 障害者自立支援基盤整備事業に係る補助金の交付に当たり、補助事業の内容が変更されたにもかかわらず、変更交付決定を行っていなかった。</p> <p>(2) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金の額の確定に伴う返還金の戻入に当たり、戻入手続が遅れたため、県における収入日が出納閉鎖以降となったものが 4 件あった。</p> <p>2 契約事務において、出先機関におけるパソコンの再リース契約（1 年）の締結に当たり、予算及び長期継続契約の根拠がないにもかかわらず、翌年度にまたがる契約を締結することについて、事務連絡により出先機関に指示していた。(障害サービス課)</p> <p>3 補助金交付事務において、財団法人神奈川県老人クラブ連合会事業費補助金の精算に当たり、履行確認が行われていなかった。(高齢福祉課)</p> <p>4 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品の所在が確認できないものがあった。</p>	<p>1 指導事項の補助金交付事務については、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 障害者自立支援基盤整備事業に係る補助金については、補助事業の内容確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、補助事業の内容について、十分確認するとともに、事業内容の変更の連絡があった場合は、神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱にのっとりた手続を行うことを徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、補助金の実績報告を行う市町村との調整を密にするとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、財務関係法令の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係法令の周知を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 補助金交付事務については、進行管理及び確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理及び複数の職員による確認を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>4 物品管理事務については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかったため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知に基づき返納及び払出し手続を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し、備品</p>

管理体制を強化するとともに、備品管理事務の手引等に基づき適切な管理を行っていくことにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
保健福祉局生活衛生部
- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 24 日（平成 22 年 7 月 23 日及び 26 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、物品の購入に当たり、神奈川県財務規則第 51 条に規定された履行確認を行っていないものがあった。(食品衛生課)	指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、物品検収要領にのっとり適切な検査を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県衛生研究所
- 2 監査実施日
平成 22 年 9 月 22 日（平成 22 年 9 月 3 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 予算の執行において、物品の購入に係る支出負担行為を納品後に行っているものがあった。	指導事項については、適正な会計事務処理についての認識が徹底されていなかったこと及び職員相互の点検体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、適正な会計事務処理を行うことを徹底するとともに、複数の職員による点検体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県大和保健福祉事務所
- 2 監査実施日
平成 22 年 9 月 27 日（平成 22 年 9 月 16 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品の所在が確認できないものがあった。</p>	<p>指導事項については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかったため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知に基づき、返納及び払出し手続を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し、物品管理体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県食肉衛生検査所
- 2 監査実施日
平成 22 年 9 月 17 日（平成 22 年 8 月 23 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不適正経理問題に関する全庁調査の際に取得したと報告された備品のうち、所在が確認できないものがあった。 2 予算の執行において、物品の購入に係る支出負担行為を納品後に行っているものがあった。 3 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品の所在が確認できないものがあった。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不適正経理により取得した備品の所在が確認できなかったことについては、物品の管理が適切に行われていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、財務関係法令の遵守を徹底するとともに、物品管理体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 予算の執行については、適正な会計事務処理に対する認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図り、適正な会計事務処理を行うことを徹底す

	<p>ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 物品管理事務については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかったため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知に基づき、返納及び払出しを行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の遵守を徹底し、物品管理体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立保健福祉大学
- 2 監査実施日
平成 22 年 12 月 3 日（平成 22 年 11 月 10 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 12 月 28 日（神奈川県公報定期第 2239 号）神奈川県監査委員公表第 20 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 物品の購入に係る支出負担行為を納品後に行っているものがあった。</p> <p>(2) 卒業式の写真撮影に当たり、予算科目を誤って執行していた。</p> <p>2 物品管理事務において、備品出納簿等に記載された備品の所在が確認できないものがあった。</p> <p>また、物品管理票の記載に不適切なものがあった。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、次のとおりである。</p> <p>(1) 物品の購入については、予算執行管理及び適正な会計事務手続についての理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、計画的な物品購入や会計事務手続の周知を一層徹底するとともに、複数の職員による事務の進行管理を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 予算科目を誤って執行したことについては、事業所管課及び契約担当課の確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、事業所管課及び契約担当課の複数職員による相互の確認を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務のうち備品の管理については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかったため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知</p>

	<p>により、返納及び払出し処理を行った。</p> <p>また、物品管理票の記載については、遠隔地にある施設において物品管理体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、物品管理体制を強化するとともに、神奈川県財務規則の遵守を徹底し、厳格な備品管理を行っていくことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--

- 1 監査実施箇所名
商工労働局労働部
- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 3 日（平成 22 年 6 月 10 日、11 日及び 14 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>1 収入事務において、広告収入の調定時期が 3 月を超えて遅れていたものがあった。(労政福祉課)</p> <p>2 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(雇用対策課)</p> <p>(1) 支出事務において、委託料の支払に当たり、契約に基づく概算払を行っていなかった。</p> <p>(2) 物品管理事務において、物品の処分当たり、物品更新のために物品を購入した業者に不用決定した物品を引き取らせていた。</p> <p>3 契約事務において、元大秦野高校校舎除却工事家屋損失調査業務委託の契約に当たり、契約に基づく諸届書類を契約の相手方から提出させていなかった。(産業人材課)</p> <p>4 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品の所在が確認できないものがあった。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、調定すべき時期に関する理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による相互の進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、契約内容の確認等の執行体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>物品管理事務のうち、物品の処分については、産業廃棄物関係法規の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係法規の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 契約事務については、受託事業者との相互確認及び契約条項の遵守状況の確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、受託事業者との相互確認を密に行うとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

	<p>ととした。</p> <p>4 物品管理事務のうち、備品の所在が確認できなかったことについては、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかったため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号に基づき返納及び払出しを行った。</p> <p>今後はこのようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し、備品管理体制を強化するとともに、備品管理事務の手引等に基づき適切な備品管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	---

- 1 監査実施箇所名
神奈川県横須賀土木事務所
- 2 監査実施日
平成 22 年 9 月 22 日（平成 22 年 8 月 24 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 予算の執行において、自転車修理代等に係る支出負担行為を履行確認後に行っていた。</p> <p>2 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品の所在が確認できないものがあった。</p> <p>また、物品出納員が備える備品出納簿に記載されている備品の数量と使用者から提出された物品管理票の合計数量が一致していないものがあった。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、適正な会計事務処理に関する認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則等の周知徹底を図るとともに、適正な事務執行体制の強化に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については、備品管理が適切に行われていなかったことによるものであり、当該備品が現存しないことが確認されたため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知に基づき返納及び払出しの手続等を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し、備品管理体制を強化するとともに、備品管理の原則にのっとり適切な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名

神奈川県小田原土木事務所

- 2 監査実施日
平成 22 年 9 月 27 日（平成 22 年 9 月 7 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 不適正経理問題に関する全庁調査の際に取得したと報告された備品のうち、所在が確認できないものがあった。2 契約事務において、物品の購入に当たり、会計局長通知（平成 22 年 2 月 2 日付け会指第 82 号）に反し、3 月に契約を締結しているものがあった。3 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品の所在が確認できないものがあった。	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none">1 不適正経理により取得した備品の所在が確認できなかったことについては、物品の管理が適切に行われていなかったことによるものであり、調査の結果、該当備品は廃棄済みであることが判明した。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の遵守を徹底するとともに、備品管理体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。2 契約事務については、物品購入における計画的な調達とその進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、物品の在庫数及び必要数の把握に努め、計画的な購入を図ることとした。3 物品管理事務については、管理体制が不十分であったことによるものであり、調査の結果、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかったため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知に基づき返納及び払出しの手続を行った。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し、備品管理体制を強化するとともに、備品管理規程の原則にのっとり適切な備品管理を行っていくことにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県松田土木事務所
- 2 監査実施日
平成 22 年 9 月 27 日（平成 22 年 9 月 2 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
-------	-------

<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不適正経理問題に関する全庁調査の際に取得したと報告された備品のうち、所在が確認できないものがあった。 2 予算の執行において、物品購入等に係る支出負担行為を平成 22 年度に入ってから平成 21 年度の日付に遡って行っているもの等があった。 3 契約事務において、会議テーブル（産業廃棄物）の処分に当たり、産業廃棄物の運搬、処理の許可を有しない業者に委託していた。 4 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品の所在が確認できないものがあった。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不適正経理により取得した備品の所在が確認できなかったことについては、物品の管理が適切に行われていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、財務関係法令の遵守を徹底するとともに、物品管理体制を強化することにより、再発防止に努めることとした。 2 予算の執行については、進行管理及び適正な会計事務処理に対する認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図り、適正な会計事務処理を行うことを徹底するとともに、複数の職員による進行管理体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。 3 契約事務については、産業廃棄物処理に関する法令等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 4 物品管理事務については、管理体制が不十分であったことによるものであり、調査の結果、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかったため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知に基づき返納及び払出しの手続を行った。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し、備品管理体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	---

- 1 監査実施箇所名
神奈川県企業庁相模原南水道営業所
- 2 監査実施日
平成 21 年 11 月 25 日（平成 21 年 11 月 11 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 3 月 5 日（神奈川県公報号外第 5 号）神奈川県監査委員公表第 1 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
-------	-------

<p>(指導事項) 庶務事務において、給与等支払簿に現金支給額があるにもかかわらず、職員の受領印を徴していないものがあった。</p>	<p>指導事項については、現金支給額がある給与について、受領印を省略できるものと誤認していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、庶務関係規程の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な執行に努めることとした。</p>
--	--

- 1 監査実施箇所名
公益財団法人神奈川芸術文化財団
- 2 監査実施日
平成 21 年 11 月 26 日（平成 21 年 10 月 15 日及び 16 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 3 月 5 日（神奈川県公報号外第 5 号）神奈川県監査委員公表第 2 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 庶務事務において、産休等に伴う通勤手当 1 件、48,440 円の返納手続きをしていなかった。</p>	<p>指導事項については、給与事務処理に際し、通勤手当の不支給に係る確認が不十分であったことによるものであり、誤支給分については、平成 21 年 11 月 16 日に本人から返納された。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を行うとともに、関係諸規定の周知徹底を図り、適正な事務の執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p>

- 1 監査実施箇所名
財団法人神奈川産業振興センター（現公益財団法人神奈川産業振興センター）
- 2 監査実施日
平成 22 年 11 月 16 日（平成 22 年 10 月 12 日から 14 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 3 月 15 日（神奈川県公報号外第 6 号）神奈川県監査委員公表第 3 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 支出事務において、印刷製本費の</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、契約書の支払時</p>

<p>支払に当たり、契約書に定められた対価の支払時期を超えて支払っているものがあつた。</p> <p>2 契約事務において、業務委託の入札に当たり、入札内訳書の記載内容に誤りがあるにもかかわらず、当該入札書の提出業者に対し落札決定を行い、契約締結しているものがあつた。</p>	<p>期を十分に把握していなかつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約の遵守を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行の徹底について指導した。</p> <p>2 契約事務については、入札時の入札内訳書の確認が不十分であつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行の徹底について指導した。</p>
--	--